

令和元年台風第19号における被災者の皆様は、次のような救済・支援制度等を受けることができます。
詳しくは担当窓口へお問合せください。

御殿場市役所で手続きするもの

項目	担当課	電話番号	対象	内容	手続き
り災証明書	課税課 家屋スタッフ	82-4139	自然災害によって生じた被害（家屋の損壊や床上浸水等）	り災証明書は、災害により受けた被害程度が記入された証明書です ※希望者は住家の被害認定調査の第2次調査・再調査が受けられます	※提出先ごとに必要な枚数を随時発行できます。申請の際は事前にお問合せください

項目	担当課	電話番号	対象	内容	手続き
固定資産税・都市計画税 （土地・家屋）の減免	課税課 家屋スタッフ	82-4139	家屋等の損額が2/10以上	被害の程度等に応じて税額を減免します	期限内に申請していただく必要があります 詳しくは担当窓口へお問合せください
	課税課 土地スタッフ	82-4130	地すべり・がけ崩れ等による土地の損失 被害面積が当該土地面積の2/10以上		
市県民税の減免	課税課 市民税スタッフ	82-4129	住んでいる家の被害の程度が半壊以上 ※このほか、事業用資産が被害を受けた場合等も対象となる場合があります	市税の徴収を猶予される場合があります	
市税の徴収猶予	税務課 納税推進室	82-4166	一時的に納付・納入することが困難な方		
国民健康保険税の減免	国保年金課 国保税スタッフ	83-1255	災害等により、その居住する家屋の価格の20%以上の被害を受けた方	被害の程度に応じて保険料を減免します。	申請手続が必要です。申請の際は、り災証明書、給与や収入のわかる証明書が必要となります。詳しくは担当課窓口へお問い合わせください。
後期高齢者医療制度の保険料の減免	国保年金課 後期高齢者医療スタッフ	82-4188	震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅その他の資産について著しい損害（保険金等で補填されてもなおその総価格の30/100以上の割合に達する損害）を受けた被保険者又はその属する世帯の世帯主であって、当該被保険者及びその属する世帯の世帯主の前年合計所得金額（非課税所得含む）の合計が1000万円以下であるもの。	資産の損害の割合と被保険者又はその属する世帯の世帯主の前年合計所得金額に応じて保険料が減免されます。	り災証明書、固定資産決定通知書等の不動産の総価格が確認できるもの、保険金振込通知書、確定申告書の控え等の所得が確認できるものを用意の上、財産又は収入状況につき調査を受けることに対する同意書、後期高齢者医療保険料減免申請書を提出していただきます。 詳しくは担当窓口へお問い合わせください。
国民年金保険料の免除	国保年金課 年金スタッフ	82-4122	国民年金第1号被保険者で、災害により被災し、住宅、家財その他の財産について、おおむね1/2以上の損害を受けた方	災害等が発生した日の属する月の前月分から翌々年の6月分（令和元年9月分から令和3年6月分）までの国民年金保険料を免除します。	申請手続が必要です。申請の際は、り災証明書または被害農林漁業者等と認定された被害認定書の写し、保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写しが必要となります。詳しくは担当課窓口へお問い合わせください。
介護保険料の減免	長寿福祉課 介護保険スタッフ	82-4134	風水害、災害、震災等により、家屋等の資産が30%以上の被害を受けた方	被害の程度に応じて保険料を減免します	期限内に申請していただく必要があります 詳しくは担当窓口へお問合せください
介護保険料の利用者負担額の減免			半壊半焼以上	一定期間、介護保険の利用者負担額が免除されます	

令和元年台風第19号における被災者の皆様は、次のような救済・支援制度等を受けることができます。
詳しくは担当窓口へお問合せください。

御殿場市役所で手続きするもの

項目	担当課	電話番号	対象	内容	手続き
一般廃棄物処理手数料の免除	リサイクル推進課	88-0530	火災、自然災害等	天災または火災等により生じた廃棄物で、甚大な被害を受けた地域又は、高齢者世帯等の直接施設に自己搬入が困難な場合、廃棄物処理手数料を免除します。	詳しくは担当課にお問合せください
	広域行政組合 資源循環課	88-3776		天災または火災等により生じた廃棄物を被災者が直接施設に搬入する場合、廃棄物処理手数料を免除します	申請手続きが必要です。申請の際にり災証明書を持参してください
下水道（公共下水道・農業集落排水処理施設・富士見原住宅団地汚水処理施設）使用料の減免	下水道課 施設管理スタッフ	82-4223		下水道使用料を減額または免除する場合があります。	詳しくは担当窓口へお問合せください
公設浄化槽使用料の免除	下水道課 生活排水スタッフ	84-5111		公設浄化槽が使用できない場合には、使用料を免除します。	
中小企業への情報提供	商工振興課 商工労政スタッフ	82-4683	中小企業の被災に対する融資などをご案内します		

その他（見舞金等）

項目	担当課	電話番号	対象	内容	手続き
見舞金等	社会福祉課 保護スタッフ	82-4239	災害・自然災害等	一定の被害を受けた方（被害状況を調査し、対象者を認定）には、見舞金等をお渡しします	詳しくは担当窓口へお問合せください
	御殿場市社会福祉協議会※	70-6801			

※被災した際に死亡者が発生したときは、見舞金が交付される場合がありますので、おたずねください。